

年金委員会 規定

(目的)

第1条 年金委員会は、在日大韓基督教会（以下、「本会」という。）の教役者の退職年金等に関する業務を総括担当する。

(年金業務)

第2条 教役者の退職年金等に関する業務とは、次のものをいう。

- ① 退職年金の管理と運用
- ② 退職年金および退職一時金の給付
- ③ 遺族年金および遺族一時金の給付
- ④ 年金基金の収納
- ⑤ 上記各項に付帯する事務

(委員の選出)

第3条 年金委員は次のとおり選出される。

- ① 年金委員会に次の委員を置く。
委員長 1名
委員 5名（各地方会から 1名）
- ② 委員長は、本会総会において選任される。
- ③ 委員は、委員長の推薦により、本会総会の承認を得て選任される。
- ④ 委員は、定期総会時 1名ずつ交替する。
- ⑤ 委員の欠員が生じたときは、常任委員会の承認をもって選任する。

(委員会の役割)

第4条 年金委員会は、次の役割を果たす。

- 年に一度 年金の報告書を各教会・伝道所に配布する。
- 每年1月または2月末日までに教会ならびに各機関の会計責任者から前年の決算の収入総額（会計報告）について報告を受け、2月または3月末日までその年の基金負担額を計算し書面にて報告する。
- 各地方会の年金委員は、地方会において牧師・会計責任者に、総会年金の現状および実態を説明する（啓蒙活動）。
- 各地方会の年金委員が、その地方会の牧師・会計責任者からの退職年金等規則に関する質疑に対応する。

(役員選出)

第5条 年金委員の中から過半数以上の同意を得て次の役員を選出する。

任期は2年とし、再任を妨げない。

書記 1名
会計 2名

(委員会開催)

第6条

- ① 年金委員長は委員会を代表し、委員会を年間2回以上召集または、必要に応じて開催し、会議の議長になる。
- ② 本会の総幹事は、職務上 委員会に出席するものとする。

(会 計)

第7条

- ① 年金委員会は、毎年、次年度の予算案および今年度の決算報告書を作成し、常任委員会を経て、本会総会に提出する。
- ② 年金委員会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(規則解釈権)

第8条 退職年金等規則の適用について各年金委員から疑義があるときは、委員会が決定する。

この記録は、常任委員会に報告する。

(規定の変更)

第9条 この規定の変更は、本会総会の議決を得なければならない。

(施行細則)

第10条 この規定執行についての必要な細則は、委員会で定め、常任委員会の承認を得なければならない。

(付 則)

この規定は第51回 本会総会の承認した日から実施する。